

第4回 疾病・障害認定審査会 身体障害認定分科会	
平成21年9月11日	参考資料1

身体障害認定分科会の概要について

身体障害認定分科会は、疾病・障害認定審査会令（平成12年政令287号）第5条の規定により、「身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）の規定により審査会の権限に属させられた事項を処理すること」とされている。

同法施行令の規定は、都道府県、指定都市並びに中核市が身体障害者手帳の交付事務を行うにあたり、その申請者の状態が身体障害者福祉法別表に掲げる障害に該当するか否かについて疑いがある場合に、身体障害者福祉法施行令第5条第2項の規定に基づき、各都道府県知事より厚生労働大臣あてに認定を求めることができるとされ、この求めがあった場合には、同条第3項の規定に基づき、厚生労働大臣は疾病・障害認定審査会に諮問を行うこととされている。

身体障害者手帳の交付事務は、平成12年度から各都道府県等が行う自治事務とされていることから、同法施行令に基づく都道府県知事から認定を求められる事例は少なく、平成13年度に3件、平成15年度に1件の審議をいただいたところである。

また、自治体が手帳交付事務を行う際のガイドライン（技術的助言）である身体障害認定基準等の改正等についても、必要に応じて医学的・専門的見地から審議を行っている。

（参考）

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）（抄）

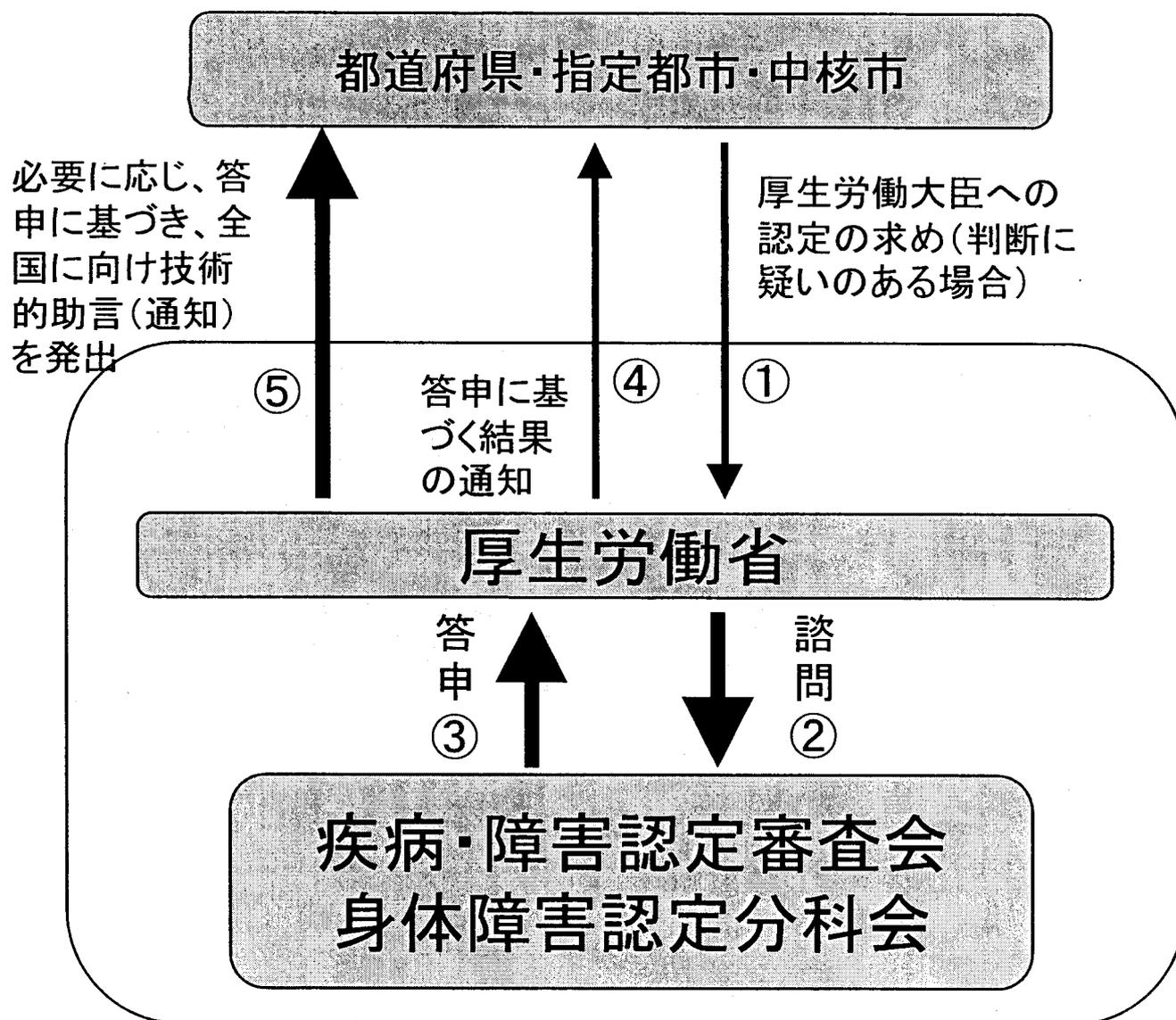
（障害の認定）

第五条 都道府県知事は、法第十五条第一項の申請があつた場合において、その障害が法別表に掲げるものに該当しないと認めるには、地方社会福祉審議会に諮問しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により地方社会福祉審議会が調査審議を行い、なおその障害が法別表に掲げるものに該当するか否かについて疑いがあるときは、厚生労働大臣に対し、その認定を求めなければならない。

3 厚生労働大臣は、前項の規定による認定を求められたときは、これを疾病・障害認定審査会に諮問するものとする。

身体障害認定分科会の役割と活動について



○ これまでの審議状況

開催日	答申等の状況
第1回(H14. 2. 5)	答申: 3件
第2回(H14.11.12)	答申: なし 認定基準改正に係る検討
第3回(H16. 2. 5)	答申: 1件